

令和3年10月22日

四国地方整備局

「四国7水系ダム洪水調節機能協議会」の設置について

四国地方整備局では、利水ダム等の事前放流による洪水調節機能の向上の取り組みを継続・推進するため、令和3年10月15日「四国7水系ダム洪水調節機能協議会」を設置しました。

(以下、参考)

- ①令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を踏まえ、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、関係機関（河川管理者とダム管理者等）と連携して、「四国6水系既存利水ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場」（以下「協議の場」という）を設置し、各水系での治水協定の締結等、関係利水者の協力を得て事前放流に関する取組を推進してきました。
- ②令和3年5月、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」制度が創設されました。
- ③四国管内の一級水系においては、「協議の場」を継承すると共に、肱川水系を加えた「四国7水系ダム洪水調節機能協議会」を設置しました。

※協議会で対象とする7水系は、利水ダム等が存在しない水系（土器川）を除く水系（吉野川・那賀川・物部川・仁淀川・渡川・重信川・肱川）です。

※本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

《問い合わせ先》 ◎:主たる問い合わせ先

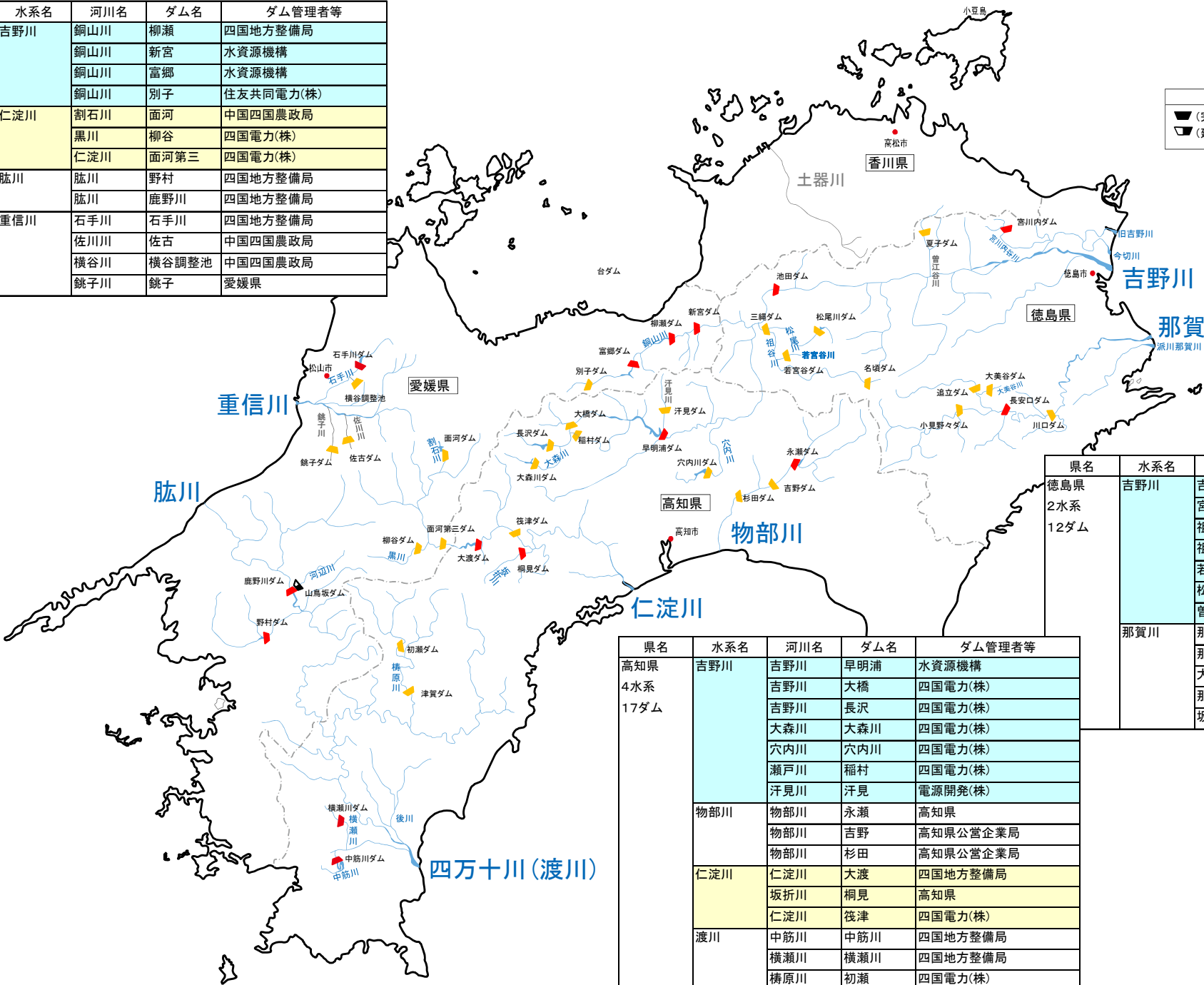
国土交通省四国地方整備局 河川部 河川管理課 TEL:087-811-8320

課 長 阿部 勝義 (内線:3751)
◎河川保全専門官 酒巻 政夫 (内線:3524)

四国7水系 ダム洪水調節機能協議会(7水系42ダム)



県名	水系名	河川名	ダム名	ダム管理者等
愛媛県 4水系 13ダム	吉野川	銅山川	柳瀬	四国地方整備局
		銅山川	新宮	水資源機構
		銅山川	富郷	水資源機構
		銅山川	別子	住友共同電力(株)
	仁淀川	割石川	面河	中国四国農政局
		黒川	柳谷	四国電力(株)
		仁淀川	面河第三	四国電力(株)
	肱川	肱川	野村	四国地方整備局
		肱川	鹿野川	四国地方整備局
	重信川	石手川	石手川	四国地方整備局
		佐川川	佐古	中国四国農政局
		横谷川	横谷調整池	中国四国農政局
		銚子川	銚子	愛媛県



凡 例		対象42ダム
■ (完成)	1級水系	治水ダム(協定締結済み) 15ダム
▲ (建設)	利水ダム	(協定締結済み) 27ダム

県名	水系名	河川名	ダム名	ダム管理者等
徳島県 2水系 12ダム	吉野川	吉野川	池田	水資源機構
		宮川内谷川	宮川内	徳島県
		祖谷川	三縄	四国電力(株)
		祖谷川	名頃	四国電力(株)
		若宮谷川	若宮谷	四国電力(株)
		松尾川	松尾川	四国電力(株)
	那賀川	普江谷川	夏子	徳島県
		那賀川	長安口	四国地方整備局
		那賀川	小見野々	四国電力(株)
		大美谷川	大美谷	四国電力(株)
		那賀川	川口	徳島県企業局
		坂州木頭川	追立	徳島県、徳島県企業局

県名	水系名	河川名	ダム名	ダム管理者等
高知県 4水系 17ダム	吉野川	吉野川	早明浦	水資源機構
		吉野川	大橋	四国電力(株)
		吉野川	長沢	四国電力(株)
		大森川	大森川	四国電力(株)
		穴内川	穴内川	四国電力(株)
		瀬戸川	稲村	四国電力(株)
		汗見川	汗見	電源開発(株)
	物部川	物部川	永瀬	高知県
		物部川	吉野	高知県公営企業局
		物部川	杉田	高知県公営企業局
	仁淀川	仁淀川	大渡	四国地方整備局
		坂折川	桐見	高知県
		仁淀川	筏津	四国電力(株)
	渡川	中筋川	中筋川	四国地方整備局
		横瀬川	横瀬川	四国地方整備局
		橋原川	初瀬	四国電力(株)
		橋原川	津賀	四国電力(株)

改正後	（ダム洪水調節機能協議会） 第五十一条の二河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。 二 河川管理者に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者 三 関係都道府県知事 四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者 三 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者には、同項の規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。 四 、当該規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該規定に係る協議に応じなければならない。 五 員 員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 六 ム 洪水調節機能協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 七 必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。
現行	（新設）